

議案第 81 号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例（昭和 34 年 3 月条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法の一部改正に伴う所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。